

令和7年度指定障害福祉サービス事業所等 集団指導で特にお伝えしたい事項について

和歌山県障害福祉課

【目 次】

1. 障害福祉サービス事業所等に関する県の事務処理の見直しについて
2. 情報公表未報告減算について
3. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて (就労系障害福祉サービス事業所のみ)
4. 利益供与等の禁止について
5. 障害福祉分野等における I C T 先進事例について
6. 障害福祉サービス事業所等における業務改善等に活用可能な補助金等について
7. 2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について
8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

1. 障害福祉サービス事業所等に関する県の 事務処理の見直しについて

1. 障害福祉サービス事業所等に関する県の事務処理の見直しについて

- 障害福祉サービス事業所等に関する県の事務処理について、以下のとおり見直しました(見直す予定です)ので、お知らせします。

【新規指定手続き(予定)】

- ・令和8年度の下半期を目途として、現行の「事前協議」の前段階の手続きとして、**事業計画書(県が様式を作成)等を元に、障害福祉サービスに対する法人理念や事業所開設に至った経緯等について、管理者と面談して聴取・確認する「事前面談」**の手続きを新たに設けることとする予定です。

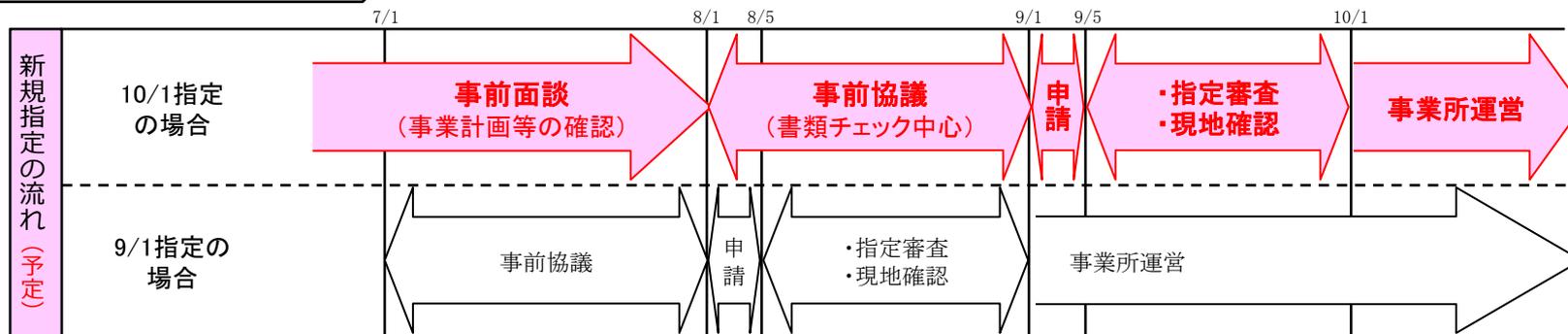
【指定更新手続き】

- ・指定更新申請にあたって県に届け出なければならない事項のうち、**既に県に届け出ている内容から変更がないものについては、原則として関係書類等の提出は求めない**こととします。
- ・指定更新申請にあたって提出が必要な書類については、障害福祉課ホームページに掲載しているチェックリストをご確認ください。

【添付書類の簡略化】

- ・新規指定申請等にあたって県に届け出なければならない事項とはされていない、基準省令上作成が義務付けられてる書類(例:業務継続計画)などについては、新規指定申請等の際に提出を求めないこととしますが、代わりに**これらの書類を適切に作成していること等に関する誓約書の提出を求め**ることとします。
- ・雇用関係が分かる書類としては、「雇用及び就業(予定者)証明一覧表及び誓約書」のみの提出を求め、**従業者個別の雇用契約書等の提出は不要**とします。また、特に資格を求められない職種として配置される人員に係る**本人確認書類の提出も不要**とします。

新規指定手続きの見直し(イメージ)



1. 障害福祉サービス事業所等に関する県の事務処理の見直しについて

- また、障害福祉サービス事業所等に関する県の事務処理の見直し等に伴い、**指定障害福祉サービス事業等指定申請の手引・指定障害児通所支援事業指定申請の手引、各種様式を改正**しました。ただし、新規指定手続きの見直しに伴う指定申請の手引等の改正については、後日行う予定です。
- 今回の改正の主な内容は次のとおりです。

【指定申請の手引】

- ・指定更新について、基本的には既に県に届け出ている内容から変更がない事項については、省略することができることとする旨を記載

【各種様式】

- ・指定更新手続の見直しや添付書類の簡略化等に伴い、チェックリスト等から今後提出を不要とする書類を削除するなどの調整を行う

指定申請の手引の掲載場所

- ◆障害者・障害児 指定事業所等 申請・届出：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shitei_jigyosyo/tetuzuki.html

各種様式の掲載場所

- ◆各種 申請・届出様式：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shitei_jigyosyo/yoshiki.html

<ご参考>改正等を行った様式目次

- ・事前協議書(新規指定)
- ・★チェックリスト(事前協議・新規指定)
- ・事前協議書(変更)
- ・★チェックリスト(新規指定)
- ・★チェックリスト(指定更新)
- ・★チェックリスト(変更届出)
- ・(者)★チェックリスト(加算別添付書類)
- ・(児)★チェックリスト(加算別添付書類)
- ・<参考様式6>雇用及び就業(予定者)証明一覧表及び誓約書
- ・<参考様式15>事業所運営に係る確認・誓約書(新たに追加)

2. 情報公表未報告減算について

2. 情報公表未報告減算について

障害福祉サービス等情報公表システム

- 令和7年8月29日から基本情報、運営情報に加え**経営情報**の報告が必須に

経営情報の報告について

- 令和7年度に報告を求めている経営情報(令和6年度決算情報)について、**令和8年3月末までに報告がなされなかった場合は**、都道府県等が報告するよう指導してもなお報告を行わない場合、**未報告の時点(令和8年4月1日)に遡って減算の対象**となります。
- また、令和8年度以降の経営情報の報告については、毎年度必要なものであるため、未報告の場合は、報告期限翌月から減算の対象となります。

令和8年3月初旬時点で
約4割の事業所が未報告

WAM NET

3-1. 経営情報の入力画面の追加

障害福祉サービス等情報公表システム内の事業所詳細情報の編集を行う画面にて、経営情報を報告いただくための入力画面を追加します。経営情報の記入内容の時点について、特段、指示がない場合は「報告前年度の会計年度末」時点の内容を基本として記入してください。

(例1) 会計年度が令和6年4月～令和7年3月の場合 → 令和7年3月末時点の内容
(例2) 会計年度が令和6年1月～令和6年12月の場合 → 令和6年12月末時点の内容

カテゴリ

法人等に関する事項	事業所等に関する事項	従業員に関する事項	サービス内容に関する事項
利用料に関する事項	事業所運営に関する事項	システムからの連携先	経営情報

承認者へ申請する

このカテゴリを令和8年3月31日までに入力しないと減算になります。

経営情報のタブを追加します。

---以降、省略--- ※表示データはサンプルであり、実際のデータではありません。

3. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて

※就労系障害福祉サービス事業所のみご確認ください。

3. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて

ガイドラインの作成について

- 就労系障害福祉サービスの適切な運営の確保のため、厚生労働省において**指定就労継続支援事業所に関する自治体向けガイドライン**が作成されました。
- 当該ガイドライン自体は、指定権者である自治体向けのものとなっていますが、**就労継続支援事業に関して、全国的にどのような点が問題視されているのかや、運営上留意しなければならない事項なども記載**されています。
 - ＜ガイドラインを踏まえた県の指定審査や運営指導等において対応が想定される事項の例＞
 - **新規指定申請前の事前説明・事前確認**を実施
法人の障害者支援に対する理念・支援方針、支援に必要な知識・遵守事項の理解等を確認
 - **事業計画書審査**の適正化
地域の支援ニーズがあるか、利用者募集に誘因行為がないか、生産活動は適切か等を審査
 - **収支予算審査**の適正化
生産活動シート等の活用により、利用者に継続的に賃金・工賃を支払える収入の見込み等を審査
- **就労系障害福祉サービス事業所におかれましては、当該ガイドライン全体の内容を踏まえ、事業所の運営状況について改めて確認等**をしていただきますようお願いいたします。

厚生労働省ホームページのご案内

◆指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66591.html

※ガイドラインの一部抜粋を本資料に掲載していますが、必ずガイドライン全体の確認をお願いします。

3. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて

概要

就労系障害福祉サービスの適切な事業運営の確保のため、指定就労継続支援事業所に関する自治体向けガイドラインを作成

- ① **新規指定時に**自治体が指定申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
- ② 自治体の指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、**運営状況を把握**するための負担軽減になるチェックツール等の開発・提供

現状と課題

障害者の就労能力の向上に寄与しない事業を就労継続支援サービスとして行っている事業者の参入があるといった指摘

- ▶▶▶ 先々の運営に関して疑問が残る場合でも、**指定申請書及び関係書類が揃っていれば指定申請自体を不受理にできない**等の課題
- 就労系障害福祉サービスの運営に当たっては生産活動や民間企業の決算書類に関する知識などが必要とされるが、指定・指導事務の担当年数が3年未満の自治体職員が半数以上で、専任的な担当者が少ないため、**制度理解や書類審査に難しさを感じる職員が多い**という課題

ガイドライン



- ✓ 障害者支援や障害者福祉制度など、円滑な障害福祉サービスの提供に必要不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労支援会計など事業運営に必要不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労の知識と能力を高める支援内容になっているか
- ✓ 安定した収益が見込める生産活動の確保ができていますか

自治体の指定・指導業務の適切な実施
就労継続支援の質の確保

① 新規指定時の確認

事前説明／事業計画書等審査（開所予定地がある市町村への事業計画の説明・ニーズ把握の状況及びサービス選択理由・利用者の募集方法・生産活動の具体的な内容及び収入見込み・生産活動シート・既存事業所の運営状況の確認）／専門家会議審査／指定申請審査／現地審査 等

② 運営状況の把握

通常の運営指導の主眼事項・着眼点



生産活動・会計状況の実態把握

- ✓ 「生産活動シート」の活用 → 生産活動収支・取引先情報の確認
- ✓ 生産活動の実態
- ✓ 会計情報の確認
- ✓ 工賃・賃金支払い状況の確認

【生産活動シート】

3. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて

2 新規指定について (1) 指定権者の役割

- 適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを総合的に審査し、障害者総合支援法第 36 条の規定に基づき事業者を指定することが求められる。
 - ・「障害者総合支援法」その他関係法令の規定をはじめ障害者支援や障害者福祉制度等の障害福祉サービスの円滑な運営に必要な不可欠な知識や就労支援事業会計等の生産活動の運営に必要な不可欠な知識等を有しているか
 - ・利用者の就労の知識及び能力を向上させる支援内容となっているか
 - ・安定した収益が見込める生産活動を確保する計画となっているか 等
- 就労継続支援の運営に当たっては、障害者支援や障害者福祉制度等といった障害福祉サービスの円滑な運営のための知識や、就労支援事業会計等の生産活動の運営のための知識が必要不可欠であるにもかかわらず、**「特段の知識等がなくとも事業所の運営は可能であり、高収益が実現できる」等の謳い文句により、安易な事業所の開設を他者に勧める等の不適切な行為を行っている者がいることを把握した場合**には、**地域の関係機関同士で情報共有を行うとともに、厚生労働省及び他の指定権者に対し情報提供を行う**ことが望ましい
- 就労継続支援事業所の指定申請の意向がある者（以下「指定希望者」という。）に対して、面談や確認等を行う場合は、適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを判断するため、**指定希望者が委託等をしているコンサルティング会社や代理者等ではなく、必ず指定希望者の法人の代表者、事業所の管理者やサービス管理責任者等（以下「法人の代表者等」という。）に対して行うこと。**
- 少なくとも、事業計画書等の審査開始から、指定後、適切な運営が確認されるまで（例えば最初の運営指導まで）は、やむを得ないと認められる場合を除き、**指定に係る審査時に面談等を行った法人の代表者等が一貫した事業運営を行うことが望ましい**ため、指定希望者に予めその旨を伝えること。

3. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて

(2) 新規指定の取組・スケジュール例

イ 事業計画書等審査

- 指定希望者は、事業開始の届出を行い、事業計画書及び収支予算書（以下「事業計画書等」という。）を提出することとなっている。そのため、指定権者は、指定希望者が就労継続支援事業を適切に行うことが可能かどうかを、まずは事業計画書等に基づき審査すること。
- 適切な支援及び事業運営を行う観点から、指定申請書類及び事業計画書等の内容については、事業所の管理者が責任をもって作成又は把握することとし、指定申請書類及び事業計画書等の作成については、地域の特性、事業内容、生産活動内容及び職員体制等に応じた内容が事業所単位で個別に記述されるべきものであるため、他事業所の指定申請書類及び事業計画書等の流用は原則認めないこと
- 指定申請書類に虚偽の内容を記載した場合や留意事項通知に記載されていることが守られていない場合には、障害者総合支援法第36条第3項に基づき、指定権者は指定をしないこと（事後的に判明した場合には障害者総合支援法第50条に基づき、指定の取消し等を行うこと）について、指定希望者に伝えること。

3. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて

(2) 新規指定の取組・スケジュール例

イ 事業計画書等審査

(ア) 事業計画書

b. 地域のニーズ把握及び当該事業を選択した理由

- 開所予定地における就労継続支援事業のニーズ等に対して、指定希望者が提供する事業が当該ニーズ等を満たす手段としての有効性、適切性を有しているかを判断するため、下記の事項を確認すること。

<確認事項>

- 就労継続支援事業を選択した理由（A型又はB型を選択した具体的理由）
- 開所予定地の支援ニーズの詳細及び予定地周辺に設置されている就労継続支援事業所に関する情報を把握しているか

c. 利用者の募集方法（募集条件）について

- 指定を受ける前から利用者の募集を行っている場合、募集に係るパンフレットやホームページ等により詳細を確認すること。特に、下記のような方法は不適切であり、指定基準違反である可能性を踏まえて確認すること。

<不適切と考えられるもの>

- 金品や物品の提供を謳った募集になっているもの
- 交通費や昼食費の一律的な提供を謳った募集になっているもの
- 実際には従事できる時間や機会が極端に少ないにも関わらず、パンフレットやホームページ等で当該事業所を利用すれば、その生産活動に常時取り組めると誤解を与えるもの
- 高賃金、高工賃を支払える生産活動を確保していないにもかかわらず、高賃金・工賃の支払いを確約すると誤解を与えるもの

3. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて

(2) 新規指定の取組・スケジュール例

イ 事業計画書等審査

(ア) 事業計画書

d. 生産活動の適切性

- 生産活動と称して、eスポーツや、植物の水やりを1日数回行うだけの活動、卓球教室や麻雀教室での手伝いに相当するような活動、所定の場所に居ればよいというような活動等、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動を行わせている不適切な事例が散見されているため、事業計画書等の審査の際には、適切な生産活動の機会の提供になっているか、以下の観点及び2 (2) イ (イ) の根拠情報等を踏まえて詳細を確認すること。

- ・ 具体的な生産活動の場面があるか
- ・ 当該生産活動により一般就労に必要な能力向上が見込まれるか
- ・ それにより安定した生産活動収入を得ることができるか
- ・ 地域の中に当該生産活動により習得した能力が活かされる労働市場や求人があるか
- ・ 生産活動の収益が適当か（収入が支出と合っているか）
- ・ 業務委託費が妥当か（取引価格や単価が過大又は過小に設定されていないか）

3. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて

(2) 新規指定の取組・スケジュール例

イ 事業計画書等審査

(イ) 収支予算書

- 福祉事業活動と就労支援事業における生産活動それぞれの収支予算書を確認すること。
- 特に、生産活動に係る計画については下記の書類等で確認し、事業開始から2、3年の中期的な計画も確認することが望ましい。

<確認事項>

- 利用者の賃金・工賃を支払うことができる生産活動収入が見込まれるか
- 継続的な事業見込みと実効性があるか
- 生産活動の具体的な内容及び収入見込みとの整合性
 - 生産活動による収入確保に係る確認
 - 生産活動による収入確保の具体的な見通し（取引予定、売上の見込み等）
 - 先行事業所との差別化に向けた計画（生産活動による収益に影響を与える要素）
 - 生産活動の継続性の有無
 - 継続的に収益を得られると言える根拠の確認
 - 利用者が当該作業に従事できる時間
 - 複数の生産活動、取引先を確保しているか

3. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて

(2) 新規指定の取組・スケジュール例

イ 事業計画書等審査

(イ) 収支予算書

<確認事項(つづき)>

○生産活動の内容

- ・ 当該生産活動に障害者が従事することで就労に必要な知識及び能力（職場におけるコミュニケーションスキル等も含む）の向上が図られるものか
- ・ 生産活動以外に就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練カリキュラムを予定している場合、サービス提供時間に占める生産活動時間の割合

○生産活動に係る取引先情報

- ・ 企業等の名称、所在地、代表者、どのような契約をする予定か
- ・ 単一の取引先だけでなく、複数の取引先を確保しているか
(単一の取引先の場合は、十分な量の生産活動を確保しているか)

(例1) 「想定される収入額やその根拠（受注単価や受注数量等）、取引先の情報、利用者が当該作業に
従事できる時間等を教えてください。」等

(例2) 指定希望者が想定している工賃規程案を確認し、時給制を取る予定の場合、「収入の見込みとの
差がないか、時給額まで到達しない場合には具体的にどう対応するのかを教えてください。」等

(自立支援給付費による補填はできないことを周知する)

4. 利益供与等の禁止について

4. 利益供与等の禁止について

- ① 障害福祉サービス事業者等の紹介・選択が公正中立に行われるよう、基準省令において、利益供与等の禁止について規定されています。これは、障害福祉サービス等は、利用者等自らサービスの内容や質に基づき選択し、利用すべきものであり、こうした利用者等の意思決定を歪めるような誘因行為について禁止する趣旨によるものです。
- ② 当該規定の「**障害福祉サービスの事業を行う者等**」は、**障害福祉サービス事業者等以外の者を含む**ものであり、例えば、**障害福祉サービス事業者等が、当該サービスの利用希望者を紹介した者**（障害福祉サービス事業者等以外の者）**に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うことは、当該規定に違反する**ものであることから、ご留意いただきたい。
- ③ 障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、**障害者が自ら障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断**するものである。このため、**障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為など行ってはならない。**

【参 考】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【第3 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 3 運営基準 (28)利益供与等の禁止】

【第10 就労移行支援 3 運営に関する基準 (7)利益供与等の禁止】

を参照してください。

なお、他のサービスにおいて当該規定が準用され、又は同様の規定が設けられているので留意してください。

4. 利益供与等の禁止について

国の通知では、具体例として

- 指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者(障害福祉サービス事業者以外の事業者)に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと
- 利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること
- 障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること
- 障害福祉サービスの利用開始(利用後一定期間経過後も含む。)に伴い利用者に祝い金を授与すること
- 利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと

が示されていますが

- 交通費や昼食費を無料と謳い、障害者の意思決定を歪めるような誘因行為を行うこと
- 欠席しなかった利用者に対して、皆勤賞等の祝い金を授与すること

なども同様と解されます。

5. 障害福祉分野等におけるICT先進事例について

5. 障害福祉分野等におけるICT先進事例について

【課題】

働く世代の人口の減少が進み、引き続き障害福祉分野での人材のひっ迫が見込まれる中、質の高いサービスを安定的・継続的に提供できるようにするためには、従来通りの方法の継続だけでなく、テクノロジーの導入や業務の見直し等を進めていくことが重要です。



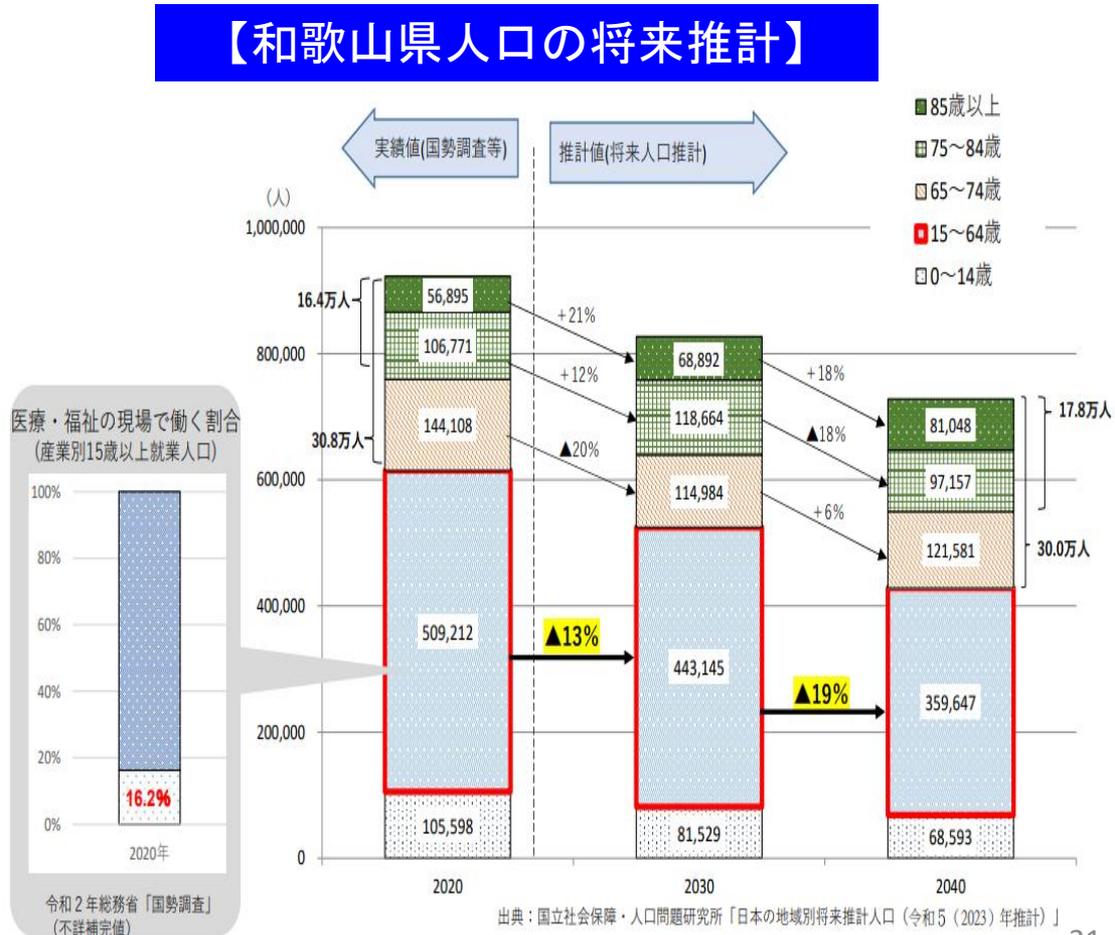
【解決方法の1つとして】

- ICT機器（インカム（音声入力）、見守りセンサー、ナースコール、スマートフォン等）を導入し、業務の改善や効率化を進めること
- 小規模な事業所が共同でのICT機器の導入をするなど業務の協同化を進めること
- 働きやすい環境整備を進めること



【成果】

- 業務改善や効率化で生み出した時間を利用し、利用者と接する時間の増加や、休暇の取得促進、研修機会の増加につながる
- サービスの質の向上に加え、人材確保や定着にもつながる



5. 障害福祉分野等におけるICT先進事例について

より良い職場・サービスのために今日からできること（業務改善の手引き） （介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン）

① 職場環境の整備

取組前



取組後



② 業務の明確化と役割分担 (1) 業務全体の流れを再構築

介護職の業務が
明確化されて
いない



業務を明確化し、
適切な役割分担を
行いケアの質を向上



② 業務の明確化と役割分担 (2) テクノロジーの活用

職員の心理的
負担が大きい



職員の心理的
負担を軽減



③ 手順書の作成

職員によって異なる
申し送り



申し送りを
標準化



④ 記録・報告様式の工夫

帳票に
何度も転記



タブレット端末や
スマートフォンによる
データ入力（音声入
力含む）とデータ共有



⑤ 情報共有の工夫

活動している
職員に対して
それぞれ指示



インカムを利用し
た
タイムリーな
情報共有



⑥ OJTの仕組みづくり

職員の教え方
に
ブレがある



教育内容と
指導方法を統一



⑦ 理念・行動指針の徹底

イレギュラーな
事態が起こると
職員が自身で
判断できない



組織の理念や行
動
指針に基づいた
自律的な行動

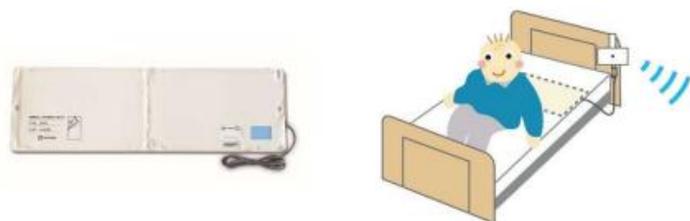


5. 障害福祉分野等におけるICT先進事例について

介護現場における生産性向上の先進事例

業務の課題を整理の上、業務オペレーションの変更、いわゆる介護助手の活用、ICT・介護ロボット等のテクノロジーを活用し、生産性向上に向けた取組を推進

①見守りセンサーの活用



- ・ 離床等を検知し、**介護職員へ発報する**
- ・ **入居者の状態を確認の上、適時に訪室**

③インカムの活用といわゆる「介護助手」の活躍



インカム



元気高齢者の活躍

- ・ リアルタイムでの情報共有・応援要請
- ・ 間接業務（リネン交換、掃除、配膳、片付け、入浴準備等）を介護助手が担当し、**介護職員による直接介護の時間が増加**

②バイタル生体センサー等の活用



バイタル生体センサー

- ・ 呼吸、脈拍等の**バイタルデータの収集・蓄積等が可能**
- ・ 見守りセンサーの機能を備えている機器もある

④介護記録や見守りセンサーやバイタル生体センサー等のプラットフォーム化



介護記録ソフト



プラットフォーム化

- ・ **自動記録**で転倒等の状況を確認、要因を分析して予防対策を実施
- ・ 夜間の睡眠状態を分析し、**適切な排泄誘導、おむつ交換の実施**

5. 障害福祉分野等におけるICT先進事例について

事例紹介：社会福祉法人ひだまり（滋賀県）



導入したICT機器

ハナスト



インカム音声入力



CARE KARTE
ケアカルテ



Ipad入力



眠りスキャン



ココヘルパ
(ナースコール)



モニター/iPhoneで管理

5. 障害福祉分野等におけるICT先進事例について

事例紹介：社会福祉法人ひだまり（滋賀県）



その後のICT活用状況

<記録の量と質を上げる>
<エラーの改善・辞書登録>



<ながら入力の推奨>



5. 障害福祉分野等におけるICT先進事例について

事例紹介：社会福祉法人ひだまり（滋賀県）



申し送りがここまで進化

before



after



5. 障害福祉分野等におけるICT先進事例について

事例紹介：社会福祉法人ひだまり（滋賀県）



（申し送り事項を入力している様子）



5. 障害福祉分野等におけるICT先進事例について

事例紹介：社会福祉法人ひだまり（滋賀県）



（各利用者の状態を確認している様子）



5. 障害福祉分野等におけるICT先進事例について

令和7年2月10日第3回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 社会福祉法人友愛十字会 提出資料

きぬた 砦ホーム

内閣総理大臣表彰

基本情報

- ◆ 社会福祉法人 ゆうあいじゅうじかい 友愛十字会
- ◆ 介護老人福祉施設
- ◆ 東京都世田谷区
- ◆ 利用者数:52名 従業員数:32名
※利用者数及び従業員数は令和5年2月1日時点

選考委員の総評

介護現場における生産性向上について、ガイドラインを有効活用することで、自施設の考えをうまく職員に浸透させており、他の模範となる取組といえる。

生産性向上に資するガイドラインが示す業務改善の取組(7つの項目)



インカムと移乗支援機器を活用した介護



取組概要

- ◆ **介護ロボットやICTの導入**に先駆的に取り組み、見守りセンサーやインカム等のテクノロジーを効果的に活用することにより、**過去6年間(平成29年4月～令和5年3月)に入職した常勤介護職員(10人)の離職者ゼロ**や、**介護事故の発生件数の6割削減(平成30年度と31年度の比較)**といった効果を生み出している。
- ◆ 平成30年度に厚生労働省が作成した「**生産性向上に資するガイドライン**」を施設運営のバイブルとし、**当該ガイドラインの要素を自施設の事業計画に盛り込む**などにより、生産性向上に対する職員の理解を促しながら**介護現場改革を推進**するとともに、**多職種協働原理(※)**による**ケアの質の向上**に取り組んでいる。

※介護職の質がケアの質に直結するという考えのもと、介護職をメイン職種と位置づけ、他職種が介護職をサポートすることで、その力を最大限引き出すという考え方

5. 障害福祉分野等におけるICT先進事例について

令和7年2月10日第3回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 社会福祉法人友愛十字会 提出資料

砧ホーム

②業務の明確化と役割分担 (2)テクノロジーの活用

職員の心理的負担が大きい → 職員の心理的負担を軽減

④記録・報告様式の工夫

帳票に何度も転記 → タブレット端末やスマートフォンによるデータ入力（音声入力含む）とデータ共有

⑤情報共有の工夫

活動している職員に対してそれぞれ指示 → インカムを利用したタイムリーな情報共有

介護テクノロジー

TB-eye クリアトークカム10 ×10台 (補)

バイタル自動記録

インカム

音声通知連携

記録入力

福祉の森FUTURE タブレットシステム (補)

10台 同時接続

眠りSCAN ×60台 (介護ロボット) (補)

シルエット見守りセンサ ×5台 (介護ロボット) (補)

見守り支援機器

※ 補 = 補助金活用

Copyright © 2025 Kenta Suzuki

⑦理念・行動指針の徹底

イレギュラーな事態が起こると職員が自身で判断できない → 組織の理念や行動指針に基づいた自律的な行動



②業務の明確化と役割分担 (1)業務全体の流れを再構築

介護職の業務が明確化されていない → 業務を明確化し、適切な役割分担を行いケアの質を向上

3M削減

2016年 業務改善前	介護ローテーション	2022年～現在 業務改善後
3	夜勤明け 0:00～9:30	3
3	早番 7:15～16:15	2
3	日勤 8:30～17:30	1 (日曜0)
3	遅番 11:00～20:00	2
3	夜勤入り 16:30～0:00	2
15	合計	10 (日曜9)

Copyright © 2025 Kenta Suzuki

5. 障害福祉分野等におけるICT先進事例について

令和7年2月10日第3回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 社会福祉法人友愛十字会 提出資料



眠りSCAN

権利擁護

201号室
碓 太郎

「睡眠」

50 10

202号室
碓 次郎

「覚醒」

51 10

203号室
碓 三郎

「起き上がり」

205号室
碓 五郎

「離床」

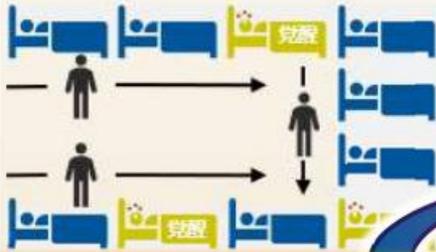
見守り機器 (バイタル系)

× 全床導入 + 大型モニター



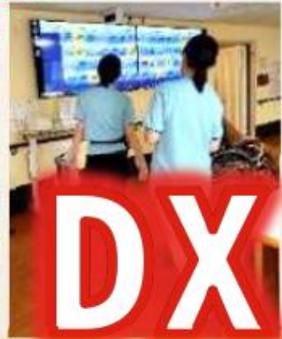
導入前のオペレーション

利用者の状態が分からないので部屋の並び順に起床介助を実施



導入後のオペレーション

リアルタイムモニターを確認し、覚醒状態の入所者を優先して起床介助を実施



**起床介助の
概念変容**

DX

眠っている利用者を
起こす支援

起きている利用者の
活動を広げる支援

5. 障害福祉分野等におけるICT先進事例について

令和7年2月10日第3回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 社会福祉法人友愛十字会 提出資料

「サービスの質の向上」のマネジメント



6. 障害福祉サービス事業所等における業務改善等に 活用可能な補助金等について

6. 障害福祉サービス事業所等における業務改善等に活用可能な補助金等について

- **障害福祉サービス事業所等における業務改善等に活用可能な補助金等の例として、業務改善助成金**（厚生労働省）や**デジタル化・AI導入補助金**（旧IT導入補助金、中小企業庁）などがありますので、業務効率化等を検討される際の参考としていただければと思います。なお、各補助金等の内容や実際の申請等については、当該補助金等を所管する機関・団体等に確認・お問合せをお願いします。

業務改善助成金（厚生労働省（労働局））

【概要】

- ・事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成

【活用可能と考えられる事例】

- ・支援記録ソフト、請求システム、勤怠管理システム等の導入、インカムなどコミュニケーション機器の導入 など

デジタル化・AI導入補助金（中小企業庁）

【概要】

- ・業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金

【活用可能と考えられる事例】

- ・支援記録ソフト、勤怠管理システム等の導入、請求システム等の導入 など

各種補助金等に係る概要資料等のご紹介

- ◆「賃上げ」支援助成金パッケージ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html
- ◆雇用・労働分野の助成金のご案内：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/000763045.html
- ◆中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」：<https://mirasapo-plus.go.jp/subsidy/>
- ◆競輪とオートレースの補助事業：<https://hojo.keirin-autorace.or.jp/>

7. 2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について

7. 2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について

2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について

- 昨年7月、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめがなされた。本検討会では、福祉分野の共通課題についても議論がなされ、「2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要」とされている。
- 障害福祉分野においても、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保や、人材確保・ケアの充実のための生産性向上等の課題が共通しており、対応していく必要がある。
- また、地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進が必要とされており、障害福祉分野においても、分野を超えた連携を促進していく必要がある。
- こうした課題について、社会保障審議会介護保険部会や福祉部会等の関係審議会でも議論がとりまとめられたところ。それらを踏まえつつ、**障害福祉分野で必要な取組について、障害者部会等において、必要な法令上の対応も含め、以下の点について検討**しており、ご承知置きいただきたい。
- また、現行制度も活用しつつ、**以下の課題への対応についても、次期障害福祉計画策定に向けて、検討いただきたい。**

1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保

2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等

3. 地域における包括的な支援体制の構築

7. 2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について

1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保

社会保障審議会障害者部会（第154回）
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）

第154回(R8. 1. 19)

資料2

現状・課題

- 障害福祉分野については、その需要の動向に人口構造だけでなく様々な要素が関係し、他分野と異なり、全体としてサービス利用は伸び続けている状況にある。一方、地域ごとに見ると、例えば約3割の市町村でサービス利用者数が前年同月比がマイナスになるなど、**中山間や小規模自治体において減少傾向が見られ、また、生産年齢人口の減少により人材確保が難しくなる中で、こうした地域におけるサービス提供体制の維持・確保が課題。**
- 現行制度においても、基準該当障害福祉サービスなど、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているが、2040検討会とりまとめにおいても、「介護保険制度等の他制度も参考としつつ、**必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが考えられる**」とされているところ。
- **地方分権提案**においても、中山間地域等におけるサービス提供体制の確保のため、令和7年度は障害者支援施設、令和6年度は障害児通所支援について、**配置基準等に関する要望**が出されているところ。

今後の方向性

- 特に今後サービス利用が減少し、従事者の確保も難しくなる中山間・人口減少地域において、ニーズに応じた障害福祉サービスの維持・確保が必要。既存の現行制度の活用も進めつつ、以下の取組を進める。（詳細は次ページ以降）
（地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み）
- ① 現行の基準該当サービスに加え、**中山間・人口減少地域に限定して特例的なサービスを行う枠組として、新たな類型を設ける**。具体的には、一定の施策を講じた上でやむを得ない場合に、サービスの質の確保や職員の負担等への配慮の観点から一定の取組を前提とした上で、**配置基準の弾力化**を検討する。
また、特に訪問系サービスでは、都市部等とは事業環境が異なる中、安定的な経営のための報酬の仕組みとして、モラルハザード等に留意した上で**地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み**（月単位の定額払い）を設ける。
（事業者の連携強化）
- ② 都道府県・市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業所間の連携において中心的な役割を果たす法人・事業所に対し、一定のインセンティブの付与**を検討するなど、**地域における連携を推進**する。
（地域の実情に応じた既存施設の有効活用）
- ③ 既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした障害者支援施設等を別の用途に供する際、**一定の範囲内で国庫納付を求めない特例**を設ける。

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

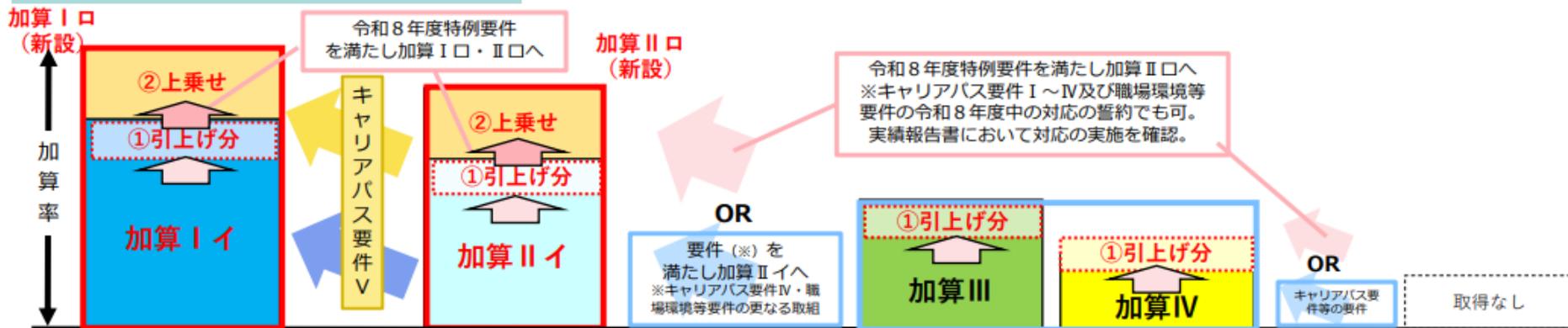
8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

1(1) 処遇改善加算の拡充①

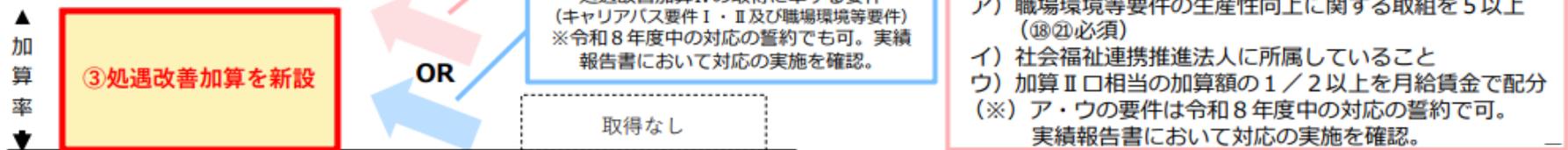
概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
 - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)



注) 令和8年度特例要件
 : ア・イのいずれか及びウを満たすこと
 ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(㊸㊸必須)
 イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
 ウ) 加算Ⅱロ相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分
 (※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可。
 実績報告書において対応の実施を確認。

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

1(1) 処遇改善加算の拡充③

算定要件等	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○（※1）	○（※1）	◎（※2・3）	◎（※2・3）
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額460万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○（※3）	○（※3）
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○
令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組（※4）				
	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は 令和8年度中の対応の誓約で可			加算Ⅰ・Ⅱを取得した 事業者の福祉・介護職員分の 加算率を上乗せ	

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

(※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（*）

(※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・◎必須） + d.全体から14以上（*）

(※3) d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（*）のいずれかを満たしていれば可

(※4) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと

ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（◎必須）（*）

イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

ウ) 加算Ⅱ相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分（*）

(*) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

(参考) 職場環境等要件 (令和8年度)

- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上 (生産性向上は2つ以上) + 全体から8
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上 (生産性向上は3つ以上うち⑯は必須) + 全体から14

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 (採用の実績でも可) ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター (仕事やメンタル面のサポート等をする担当者) 制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標 (例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得) を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化 (課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等) を実施している ⑲5S活動 (業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの) 等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト (記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末 (タブレット端末、スマートフォン端末等) の導入 ㉒介護ロボット (見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等) 又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器 (ビジネスチャットツール含む) の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容 (インクルージョン) の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

2(1) 就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

(参考) 就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の見直し(令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

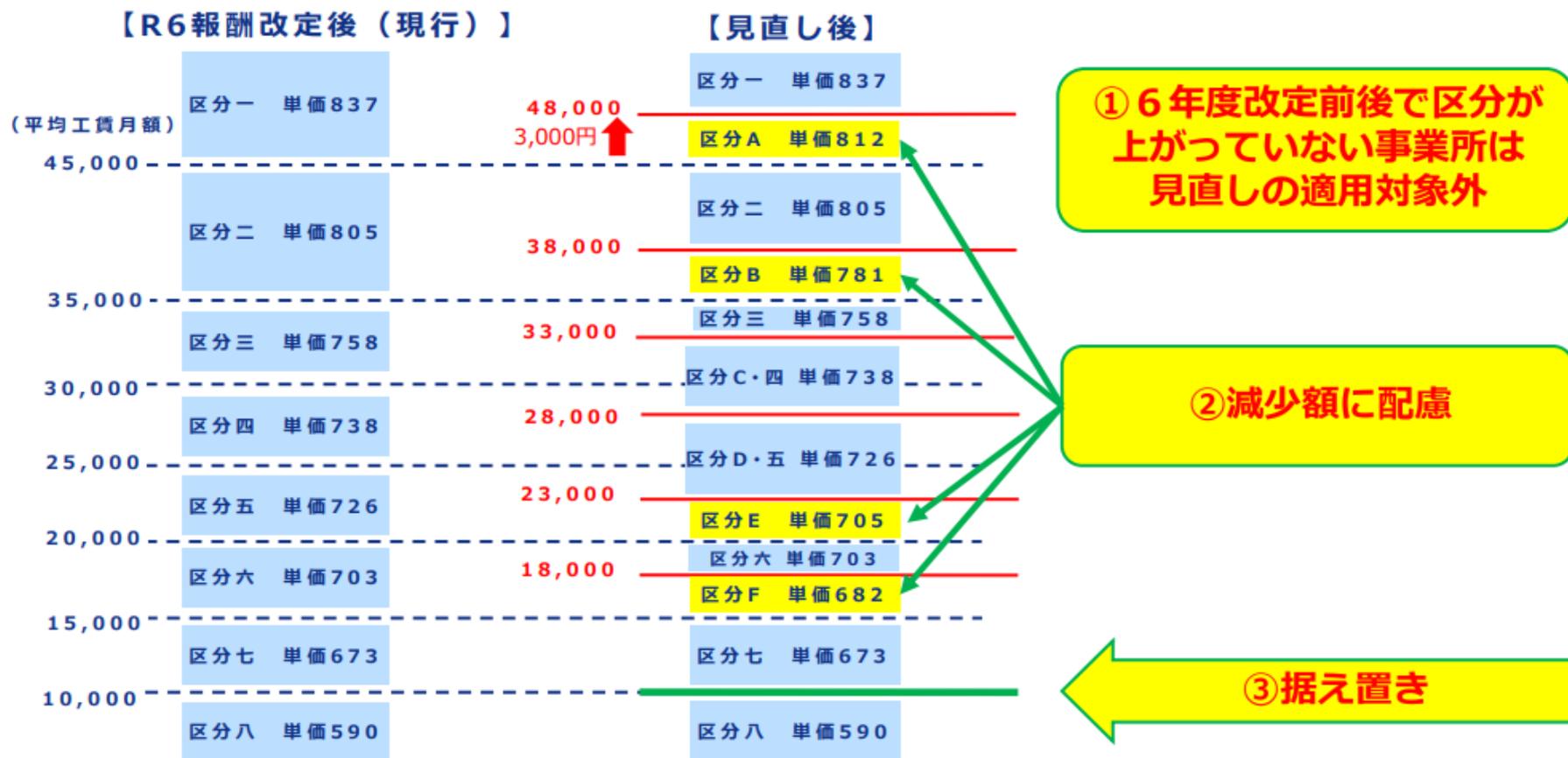
※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

(参考) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて (イメージ)

- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
 - ① **令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外**
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても**基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設**
 - ③ **令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く**
- 配慮措置を講ずる。

※ 人員配置基準 6 : 1、定員 20 名以下の場合



① 6年度改定前後で区分が上がっていない事業所は見直しの適用対象外

② 減少額に配慮

③ 据え置き

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

2(3) 応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 対象サービス
就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス
※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス
- 対象事業所
令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)
※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い
- 応急的な報酬単価
対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

2(3) 応急的な報酬単価の特例(就労継続支援B型)

単位数

- 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

県下では、令和8年6月1日以降に新規指定を受けた事業所が、**和歌山市を除く市町村に所在する場合は、応急的な報酬単価(引下げ後の報酬単価)は適用されない見込みです。**

算定要件等(配慮措置)

- **配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。**

<重度障害者への配慮>

- ・ 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ **離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬**
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

2(3) 応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

単位数

- 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

県下では、令和8年6月1日以降に新規指定を受けた事業所が、**和歌山市を除く市町村に所在する場合は、応急的な報酬単価(引下げ後の報酬単価)は適用されない**見込みです。

算定要件等(配慮措置)

- **配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用**する。

<重度障害者への配慮>

- ・ 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ **離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬**
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

2(3) 応急的な報酬単価の特例(児童発達支援)

単位数

- 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

県下では、令和8年6月1日以降に新規指定を受けた事業所が、**和歌山市を除く市町村に所在する場合は、応急的な報酬単価(引下げ後の報酬単価)は適用されない**見込みです。

算定要件等(配慮措置)

- **配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。**

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(I)(II)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ **離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬**
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

2(3) 応急的な報酬単価の特例(放課後等デイサービス)

単位数

- 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

県下では、令和8年6月1日以降に新規指定を受けた事業所が、**和歌山市を除く市町村に所在する場合は、応急的な報酬単価(引下げ後の報酬単価)は適用されない**見込みです。

算定要件等(配慮措置)

- **配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。**

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算(I)(II)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ **離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬**
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

(参考①) 配慮措置の対象

◎就労継続支援B型・共同生活援助（重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、医療的ケア対応支援加算は共同生活援助のみ）

【重度障害者支援加算（Ⅰ）】（共同生活援助のみ）

- 区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【重度障害者支援加算（Ⅱ）】（共同生活援助のみ）

- 区分4かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療的ケア対応支援加算】（共同生活援助のみ）

- 指定基準の人員配置に加えて看護職員等を常勤換算1以上配置しており、医療的ケア判定スコアに記載の医療を必要とする利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療連携体制加算（Ⅳ）】

- 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）】

- 利用者の50%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して40:1以上配置している事業所に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）】

- 利用者の30%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

【高次脳機能障害者支援体制加算】

- 高次脳機能障害のある利用者が全体の30%以上であり、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した従業員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

(参考②) 配慮措置の対象

(基本報酬)

◎児童発達支援・放課後等デイサービス

【医療的ケア区分による基本報酬(医療的ケア区分1～3)】

- 医療濃度に応じて、必要な看護職員を配置し、医療的ケア児に対して支援を行う場合

【主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬】

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を行う場合

(加算)

◎児童発達支援

【強度行動障害児支援加算】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している児に対して、支援を行った場合、利用定員に応じて加算

【人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置し支援を行った場合に加算

◎放課後等デイサービス

【強度行動障害児支援加算(Ⅰ)】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【強度行動障害児支援加算(Ⅱ)】

- 児基準30点以上の児に対して、中核的人材養成研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置している場合に加算

8. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

(参考③) 配慮措置の対象

○ 特別地域加算の対象地域

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

※ 「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」(平成21年厚労告第176号)、「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」(平24厚労告第233号)に該当する地域